

# 10 辺地対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

(単位：千円)

市町村名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
国頭村	19,500	44,400	13,000	12,600	24,400	113,900
大宜味村	0	0	0	0	0	0
東村	0	0	0	0	0	0
今帰仁村	0	0	0	0	0	0
本部町	-	-	-	-	-	0
伊江村	0	5,800	26,600	153,900	154,500	340,800
久米島町	81,100	22,600	14,600	8,300	16,400	143,000
渡嘉敷村	14,000	24,800	27,400	18,000	46,700	130,900
座間味村	0	0	0	0	0	0
栗国村	15,500	46,000	49,300	11,000	0	121,800
渡名喜村	3,500	26,400	13,700	12,000	24,900	80,500
南大東村	61,000	66,400	84,400	107,400	157,800	477,000
北大東村	53,000	86,100	113,500	112,800	119,400	484,800
伊平屋村	47,200	32,700	38,600	50,000	21,800	190,300
伊是名村	20,000	39,000	74,200	34,300	120,500	288,000
多良間村	8,400	35,000	4,000	-	55,600	103,000
竹富町	113,200	165,000	137,900	446,000	278,900	1,141,000
与那国町	12,900	36,800	112,600	52,300	118,200	332,800
宮古島市	785,500	739,900	568,300	232,000	221,000	2,546,700
石垣市	525,000	604,400	636,400	331,400	517,600	2,614,800
名護市	0	0	0	0		0
うるま市	13,600	151,400	0	17,500	8,600	191,100
南城市	147,400	0	0	19,500	116,300	283,200
合計	1,920,800	2,126,700	1,914,500	1,619,000	2,002,600	9,583,600
地方債計画額	508億円	493億円	478億円	433億円	412億円	2,324億円
割合(%)	3.78	4.31	4.01	3.74	4.86	4.12

資料：企画部 地域・離島課

# 11 過疎対策事業債市町村別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

市町村名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
国頭村	366,200	631,800	265,500	300,100	296,100	1,563,600
大宜味村	116,300	204,000	226,600	102,600	469,400	649,500
東村	19,500	107,600	0	68,200	214,900	195,300
今帰仁村	—	—	—	—	—	0
本部町	184,700	107,400	318,400	280,000	351,400	890,500
伊江村	40,000	0	0	0	267,000	307,000
久米島町	131,000	143,500	73,800	120,300	173,800	468,600
渡嘉敷村	14,000	5,000	31,200	0	14,300	50,200
座間味村	60,000	7,300	7,200	6,600	39,500	120,600
粟国村	4,600	20,900	0	0	0	25,500
渡名喜村	0	0	0	0	0	0
南大東村	0	0	0	124,600	26,600	151,200
北大東村	9,600	0	0	0	35,000	44,600
伊平屋村	25,400	27,700	0	76,500	88,300	217,900
伊是名村	32,600	6,500	9,300	23,000	38,400	109,800
宮古島市	154,300	146,200	152,600	313,600	664,900	766,700
うち旧城辺町	—	—	—			0
うち旧下地町	—	—	—			0
うち旧上野村	—	—	—			0
うち旧伊良部町	—	—	—			0
多良間村	68,100	0	20,000	128,000	23,500	239,600
竹富町	9,000	15,800	0	86,000	221,500	110,800
与那国町	0	0	27,000	377,200	56,800	404,200
石垣市						
合計	1,235,300	1,423,700	1,131,600	2,006,700	2,981,400	5,797,300
地方債計画額	2,804億円	2,720億円	2,638億円	2,700億円	2,900億円	10,862億円
割合（％）	0.44	0.52	0.43	0.74	1.03	0.53

資料：企画部 地域・離島課

## 12 辺地対策事業債施設別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

（単位：千円）

年 度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
産業振興施設	施設						
	1 法人に対する出資						
	2 市町村道・橋りょう		34,900	39,000			73,900
	3 農道・林道		14,200	13,200			27,400
	4 林業用作業路						
	5 漁港・漁港関連道						
	6 港湾施設						
	7 地場産業振興施設	11,800	95,400	41,500	425,300	75,300	649,300
	8 観光・レクリエーション施設	311,100	467,700	565,600	87,100	164,300	1,595,800
	9 農林漁業経営近代化施設	721,100	463,100	594,200	523,300	660,700	2,962,400
	10 商店街振興施設						
小 計	1,044,000	1,075,300	1,253,500	1,035,700	900,300	5,308,800	
交通通信施設	11 市町村道・橋りょう	421,600	455,500	302,500	209,200	409,400	1,798,200
	12 農道・林道	27,500	66,500	51,800	7,200	5,100	158,100
	13 電気通信施設	62,500	30,100	34,400	59,300	68,800	255,100
	14 自動車・雪上車						0
	15 渡船施設				50,000	100,000	150,000
	16 除雪機械						0
	小 計	511,600	552,100	388,700	325,700	583,300	2,361,400
厚生施設	17 下水処理施設	24,500	39,000	45,700	173,300	206,800	489,300
	18 消防施設	26,900	119,600	1,700	1,800	27,600	177,600
	19 高齢者福祉増進施設		115,800				115,800
	20 保育所・児童館		118,900	107,500	20,000	15,000	261,400
	21 認定こども園						
	22 母子健康センター						0
	23 診療施設			26,700			26,700
	24 簡易水道施設（飲用水供給施設）				43,000	107,400	150,400
小 計	51,400	393,300	181,600	238,100	356,800	1,221,200	
教育文化施設	25 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎						
	26 図書館						
	27 市町村立の幼稚園						
	28 へき地集会室	19,700					19,700
	29 小規模校校舎						
	30 学校給食施設	15,600	35,600				51,200
	31 教職員住宅		20,400	15,700	19,500	162,200	217,800
	32 通学施設	5,000					5,000
	33 公民館	80,000		75,000			155,000
	34 その他の集会施設	193,500	50,000				243,500
35 住民のレクリエーション施設							
36 地域文化振興施設							
小 計	313,800	106,000	90,700	19,500	162,200	692,200	
集落設備	37 移転跡地						
	38 移転先地						
	39 定住促進団地						
	小 計						
40 電灯用電気供給施設						0	
41 自然エネルギーを利用するための施設・設備							
42 過疎地域自立促進特別事業							
合 計	1,920,800	2,126,700	1,914,500	1,619,000	2,002,600	9,583,600	

資料：企画部 地域・離島課

### 13 過疎対策事業債施設別同意（又は許可）額内訳（過去5年間）

(単位：千円)

年		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
産業振興施設	1 法人に対する出資						0
	2 市町村道・橋りょう	76,400	41,900	88,400			206,700
	3 農道・林道	6,100	13,900	11,900	14,900	87,000	133,800
	4 林業用作業路						0
	5 漁港・漁港関連道	15,100	11,500	8,300	35,600	19,500	90,000
	6 港湾施設				198,400		198,400
	7 地場産業振興施設	46,300				315,800	362,100
	8 観光・レクリエーション施設	156,300	215,500	115,500	235,300	64,800	787,400
	9 農林漁業経営近代化施設	111,400	23,800	12,800	76,500	89,000	313,500
	10 商店街振興施設			4,500			4,500
	小 計	411,600	306,600	241,400	560,700	576,100	2,096,400
交通通信施設	11 市町村道・橋りょう	402,000	331,900	364,900	206,100	261,600	1,566,500
	12 農道・林道						0
	13 電気通信施設	9,600	100,000			498,800	608,400
	14 自動車・雪上車			15,100		5,400	20,500
	15 渡船施設						0
	16 除雪機械						0
	小 計	411,600	431,900	380,000	206,100	765,800	2,195,400
厚生施設	17 下水処理施設	29,300	41,000	30,600	22,400	19,700	143,000
	18 消防施設		17,100	2,100	67,300	81,200	167,700
	19 高齢者福祉増進施設					27,000	27,000
	20 保育所・児童館	6,500		23,000	26,300	18,100	73,900
	21 認定こども園(※)						0
	22 市町村保健センター等						0
	23 診療施設				14,900		14,900
	24 簡易水道施設(飲用水供給施設)	59,500	59,900	25,200	61,300	80,900	286,800
小 計	95,300	118,000	80,900	192,200	226,900	713,300	
教育文化施設	25 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎				563,600	751,700	1,315,300
	26 図書館(※)						0
	27 市町村立の幼稚園(※)					19,700	19,700
	28 へき地集会室						0
	29 小規模校校舎						0
	30 学校給食施設				23,000		23,000
	31 教職員住宅			27,900			27,900
	32 通学施設		19,500				19,500
	33 公民館						0
	34 その他の集会施設	283,900	544,300	158,700			986,900
	35 住民のレクリエーション施設	29,500		240,900	35,600		306,000
36 地域文化振興施設	3,400	3,400	1,800	4,000	2,900	15,500	
小 計	316,800	567,200	429,300	626,200	774,300	2,713,800	
集落整備	37 移転跡地						0
	38 移転先地						0
	39 定住促進団地					46,600	46,600
	小 計	0	0	0	0	46,600	46,600
40 電灯用電気供給施設						0	
41 自然エネルギーを利用するための施設・設備(※)						0	
42 過疎地域自立促進特別事業(※)				421,500	591,700	1,013,200	
合 計	1,235,300	1,423,700	1,131,600	2,006,700	2,981,400	8,778,700	

資料：企画部 地域・離島課

注)平成22年度より21、26、27、41、42が追加。「過疎地域自立促進特別措置法」の改正によるもの。

要件緩和により・・・「25統合校舎・・・」は「25小・中学校校舎・・・」へ施設名変更

# 14 戦略的かつ重点的プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	合計 (うち特別枠分)	過疎債充当額								
						3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
H3	H3 ～ H4	上野村	上野村ドイソカントリーパーク建設事業	キンダーハウス(子供館) 延床面積 436.44㎡ ・多目的ホール ・図書室 ・展示室	189.5 (173.7)	79.5 (79.5)	110.0 (94.2)							
H4	H4 ～ H6	今帰仁村	今帰仁村歴史文化センター建設事業	歴史文化センター 延床面積 2,099.12㎡ ・展示室(3室) ・研修室、閲覧室 ・収蔵庫	470.7 (167.2)	27.4 (27.2)	302.8 (140.0)	140.5						
H5	H6 ～ H7	上野村	上野村産業振興センター整備事業	産業振興センター 延床面積 693.94㎡ (ドイソ文化村内) ・農産物加工室 ・ハム、ソーセージ加工室 ・展示販売室 ・加工品調理提供室	266.2 (199.9)			111.9 (111.9)	154.3 (88.0)					
H10	H9 ～ H11	仲里村 具志川村	久米島自然文化センター整備事業	自然文化センター 延床面積 2096.05㎡ (具志川村内) ・展示室 ・図書室 ・収蔵庫(3室) ・講堂	470.7 (167.2)						39.0	334.0 (230.0)	355.6 (170.0)	

〈戦略的かつ重点的プロジェクトの概要〉

1. 対象地域  
過疎市町村

2. 事業内容

過疎地域からの脱却のため真に過疎地域の活性化に資する事業に先進的に取り組んでいる過疎市町村の過疎対策事業を積極的に支援するため、当該事業について過疎対策事業債を特別枠として配分する。過疎地域市町村の自主的・主体的な取り組みを尊重する観点から、市町村単独事業を主な構成要素としつつ補助事業も効果的に活用するものである。

# 15 特定地域における若者定住促進等緊急プロジェクト

採択年度	事業年度	市町村名	プロジェクト名	事業内容	事業費	実績額						
						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
H5	H5	国頭村	やんばる自然体験とふれあいの里整備事業	(地総債) ・遊歩道 ・キャンプ場 ・アクセス道路 ・コミュニケーション施設 (過疎債) ・観光物産センター	(974.2) 527.0 255.4 69.8 122.0 (1,093.0) 1,093.0 (285.4) 一般財源	4.8	105.8	336.3	84.9 31.0 65.0 14.0	145.9	78.5	
	H10					1.4 34.3	112.2	61.6	14.0			
H6	H6	伊是名村	歴史と交流のときわの島整備事業	(地総債) ・尚円王御庭公園 ・臨海ふれあい公園 (過疎債) ・ふれあい宿泊交流施設 ・観光物産センター ・体育館 ・屋内プール	(898.8) 187.4 711.4 (1,546.0) 310.0 245.0 631.0 360.0 (188.2)	6.2	140.1	448.5	343.1	741.7	673.0	
	H10					22.5 108.8	164.9 108.8	282.2	160.6	159.8		
H7	H7	今帰仁村	リフレッシュパークなきじん整備事業	(地総債) ・子ども広場 ・ふれあい広場 (過疎債) ・屋内スポーツセンター	(349.0) 121.4 227.6 (636.4) 636.4 (97.8) 一般財源	180.0	753.0	465.0	687.0	548.0		
	H11					4.9 9.6	18.8	315.7	63.5	116.5 60.4	94.1	
						4.2	37.5	315.7	386.7	217.7	40.8	31.5 125.6

<若者定住促進等緊急プロジェクトの概要>

- 対象地域  
過疎市町村、半島振興対策実施地域、振興山村、豪雪地域、離島地域等
- 事業内容  
地域活性化の担い手である若者層の定住を主たるテーマとするものであり、魅力ある就業の場の確保に資する事業などの産業振興関係施設、快適な居住環境の整備、交通通信系の整備を図ることなどをメインに若者定住に資する事業を幅広く対象とする。
- 事業規模  
複合施設：総事業費5億円以上 単体施設：総事業費2億円以上 (単独事業を主な構成要素とする)

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
県営畑地帯総合整備事業(県)	○農業用排水・区画整理等 ・受益面積10ha以上 (担い手育成型 10ha以上) (担い手支援型 20ha以上)	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	土地改良法 土地改良事業関係補助金交付要綱	農地水利課
経営体育成基盤整備事業(県)	○区画整理・農道・暗渠排水等 ・受益面積20ha以上	75	14.5	10.5	75	16.5	8.5	〃	〃
県営かんがい排水事業(県)	○農業用排水施設の新設、廃止又は改良 ○ダム建設、畑地かんがい施設等の整備 ・受益面積〔水田：100ha以上 畑：50ha以上	80	11	9	80	15.5	4.5	〃	〃
県営地域用水環境整備事業(県)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備 ・総事業費3千万円以上	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	農村整備事業補助金交付要綱	〃
地域用水環境整備統合補助事業(市町村・土地改良区)	○親水景観保全・利用保全・生態系保全施設等の整備	2/3	0.4/3	0.6/3	2/3	0.5/3	0.5/3	農村整備事業統合補助金交付要綱	〃
県営通作条件整備事業(県)	○農道の新設、改良 ・受益面積50ha以上(過疎地域30ha以上) ・車道幅員4.5m以上(過疎地域4.0m以上)	85 (85)	7.5 (15)	7.5 (0)	85 (85)	10.5 (15)	5.0 (0)	土地改良法 農道整備実施要綱 農山漁村地域整備交付金交付要綱	農村整備課 ※負担割合の( )書きは、過疎地域
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	○農業生産基盤整備 ①農業用排水施設②農道 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑦農地造成 ⑧土地改良施設保全 ⑨交換分合 ⑩営農用水施設 ⑪農業集落道 ⑫防災安全施設 ⑬農用地等集団化 ・ア ①～⑤のうちいずれか、又は2以上 受益面積5ha以上 ・イ アと併せて⑥～⑬を行うもの	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 沖縄県農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(県) 農山漁村活性化法	農地水利課
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(県)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積20ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	農地防災事業実施要綱	〃
水質保全対策事業(耕土流出防止型)(市町村)	「耕土流出防止環境保全計画」に基づく土砂流出防止対策工の実施 ①承水路、排水施設、沈砂池等の整備 ②法面保護、植生工、勾配抑制 ・受益面積10ha以上	75	12.5	12.5	75	15	10	農地防災事業実施要綱	〃
県営農地保全整備事業(県)	○農用地侵食防止工事 ①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修 ②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備 ・受益面積20ha以上 ○特殊農地保全整備工事 農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備 ・ほ場整備 受益面積おおむね5ha以上 ・畑地かんがい施設整備 面積おおむね20ha以上	80	10	10	80	15	5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱	農村整備課
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
団体営農保地全整備事業 (市町村・土地改良区等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地侵食防止工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①農用地の侵食、崩壊を防止するための排水施設等の新設若しくは改修</li> <li>②風害若しくは潮害を防止するために行う防風施設の整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積10ha以上</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○特殊農地保全整備工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>農地侵食防止工事と受益面積がおおむね3分の2以上が重複するほ場整備及び畑地かんがい施設整備                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備   <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積おおむね5ha以上</li> </ul> </li> <li>・畑地かんがい施設整備   <ul style="list-style-type: none"> <li>受益面積制限なし</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	80	10	10	80	15	5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱 土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農村整備課
		75	14.5	10.5	75	16.5	8.5		
		80	11	9	80	15.5	4.5		
団体営ため池等整備事業 (市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う、ため池整備工事及び排水施設整備工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費800万円以上</li> </ul> </li> <li>○土砂崩壊防止工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総工事費800万円以上</li> </ul> </li> </ul>	80	11	9	80	15.5	4.5	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	〃
含みつ糖振興対策事業費 (沖縄県糖業振興協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○含みつ糖製造事業者（伊平屋村、伊江村、粟国村、多良間村、竹富町、（西表島、小浜島、波照間島）、与那国町）の経営安定を図るため、含みつ糖生産条件不利補正対策事業等の助成を行う。</li> </ul>				80	20	沖縄振興特別措置法  沖縄振興特別推進交付金交付要綱 沖縄県糖業振興対策費補助金交付要綱	糖業農産課	
園芸拠点産地強化事業 (市町村、農業協同組合、広域事業主体、営農集団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園芸作物のブランド産地育成を図るため生産条件整備、実証展示設置等を行う。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興地域の農用地区域内</li> <li>・産地協議会を設置していること</li> <li>・事業実施主体が、市町村、JA、2戸以上からなる営農集団等</li> <li>・共同利用施設については園芸施設共済に加入</li> </ul> </li> </ul>		1/3	2/3		1/3	2/3	園芸拠点産地強化事業補助金交付要綱	園芸振興課
農業集落排水事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○し尿・生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益戸数が概ね10戸以上で、末端の受益が2戸以上</li> <li>・処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下</li> </ul> </li> </ul>	75	12.5	12.5	75	15	10	農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	農村整備課
農地環境整備事業(市町村等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を計画的に一体的に整備を行う                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業生産基盤整備事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①区画整理事業</li> <li>②水田転換を行う事業</li> <li>③農業用排水施設整備事業</li> <li>④農地保全事業</li> <li>⑤農道整備事業</li> <li>⑥暗渠排水事業</li> </ol> </li> <li>2. 保管理等事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①高付加価値農業基盤整備事業</li> <li>②附帯事業</li> <li>③農地整備事業</li> <li>④市民農園等整備事業</li> <li>⑤生態系保全施設等整備事業</li> <li>⑥遊水池整備事業</li> <li>⑦土地改良施設の撤去及び跡地整備</li> <li>⑧交換分合事業</li> </ol> </li> <li>3. 特認事業                                     <ol style="list-style-type: none"> <li>①特認事業   <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地域の農地面積に対して、事業の受益となる生産区域の農地面積の割合が7割以上確保できること</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	75	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 農山漁村地域整備交付金交付要綱  土地改良事業等補助金交付要綱(県)	〃 ※( )はほ場整備の負担割合



# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置 (つづき)

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
村づくり交付金事業(市町村)	○農業生産基盤整備 ○集落基盤整備 ○市町村創造型整備 ・村づくり計画が策定されていること。 ・総事業費が2億円以上 ・農業生産基盤と農村集落基盤の総合的な整備を行うもの。	70	12 (14)	18 (16)	70	15 (16.5)	15 (13.5)	土地改良法 村づくり交付金 実施要綱 村づくり交付金 交付要綱	農村整備課 ※負担割合 の〇書き は、ほ場整 備、農用地 改良保全の 場合
漁港関連道整備事業(市町村)	○主要漁港関連道整備 ・事業費：1億円以上6億円未満 ○主要漁港付帯道路整備 ・事業費：主要関連道に関する事業費の1/2以内、5千万円以上(以下削除) ○主要漁港以外の漁港関連道整備 ・事業費：5千万円以上6億円未満	80	10	10	80	10	10	沖縄県漁港漁場 関係事業補助金 交付要綱	漁港漁場課
漁業集落環境整備事業 (市町村)	○漁業集落道、集落排水施設、水産飲雑 用、水施設、防災安全施設、広場・緑地等 の整備及び用地整備 ・集落人口規模：50人以上5千人以下 ・漁業依存度又は漁家比率が1位であるこ と ・総事業費3千万円以上	55	22.5	22.5	55	27.5	17.5	〃	〃
漁港環境整備事業(市町村)	○植栽、休憩所、運動施設等の整備及び水 域環境の保全 ・全体計画面積が2,500㎡以上、ただし、 第1種、第2種漁港については1,200㎡ ・施設を利用すると見込まれる人数(一日 平均の当該施設利用者人数)で除した場合 に、原則計画利用者人数一人につき1.5㎡ 以下の面積になる場合に限る。 ・総事業費5千万円以上	50	25	25	50	30	20	〃	〃
漁村再生交付金(市町村)	○地域の既存ストックの有効活用等を通じ た、生産基盤と生活環境基盤の効率的整備 を推進し、漁村の再生を支援 ・総事業費が1億円以上20億円以下のもの	75	10	15	75	20	5	〃	〃 負担割合欄 で上段は漁 港施設の場合 下段は ①漁場施設 ②環境施設 ③集落環境 施設 ④漁村再生 施設 の場合
中山間総合整備事業	○農業生産基盤整備 ○農村生活環境基盤整備 ○生態系保全施設設備 等 ・林野率が50%以上 ・主傾斜がおおむね100分の1以上 ・農用地の面積が当該地域の50%以上 等	75 (75)	12.5 (14.5)	12.5 (10.5)	75 (75)	15 (16.5)	10 (8.5)	土地改良法 農山漁村地域整 備交付金交付要 綱	農村整備課
地域農業水利施設ストックマ ネジメント事業	○機能保全計画作成 ①末端支配面積100ha以上の施設 ②予防的対策が有効と見込まれる施設 ③対策工事・緊急工事 ④地区受益面積100ha以上であること (事業により機能保全計画を作成してい なれば10ha以上)	50	20	30	50	20	30	土地改良法 地域農業水利施 設ストックマネジ メント事 業実施要綱 土地改良事業等 補助金交付要綱	村づくり計 画課
分みつ糖振興対策支援事業費 (社)沖縄県糖業振興協会)	○分みつ糖製造事業者(伊是名村、久米島 町、北大東村、南大東村、宮古島市(宮古 島、伊良部島)、石垣市)の経営安定を目的 に、気象災害対策や合理化対策等に必要 な支援措置を行う。	1/2以 内 6/10以 内 定額			1/2以 内 6/10以 内 定額			沖縄振興特別推 進交付金交付要 綱 沖縄県糖業振興 対策費補助金交 付要綱	糖業農産課

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>1 産業の振興</b>									
製糖関連施設緊急整備対策事業	○分みつ糖製造事業者（うるま市、伊是名村、久米島町、南大東村、宮古島市、石垣市）が事業実施主体となる、さとうきびの生産回復に取り組む分蜜糖製糖事業者に対し、製糖関連施設の機能強化に必要な支援措置を行う。	6/10以内			6/10以内			製糖関連施設緊急整備対策事業費補助金交付要綱 産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱	〃
沖縄離島振興特別対策事業	○離島地域を対象に、地域の活性化に資する特産品加工施設整備などへの支援を行うことにより、産業の振興や雇用の確保等を図り、もって県全体の自立経済の構築に資する。 ※国直接補助事業（県予算措置なし）				8/10		2/10	沖縄離島振興特別対策事業補助金交付要綱	地域・離島課
<b>2 交通通信体系の整備</b>									
離島空路確保対策事業	○運航費補助金の交付決定の前年度において、経常損失を計上している離島空路路線のうち、一定の要件に該当する路線に対する運航費補助事業 ・国庫補助対象路線 ・単独補助対象路線				1/2	1/3 1/3	1/6 1/3	沖縄県国庫補助対象離島空路線運航費補助金交付要綱 沖縄県単独補助対象離島空路線運航費補助金交付要綱	交通政策課
離島航路補助事業（離島市町村及び民間の離島航路事業者）	○離島航路の運営により生じた欠損額に対する補助事業 ・沖縄本島と離島、離島相互間又は同一離島内の地点間を連絡する航路 ・他に交通機関がない地点間又は他の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路 ・関係住民のほか、郵便物又は生活必需品、主要物資等を輸送している航路				実績欠損額又は標準欠損額のいずれか低い額	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の2/3	実績欠損額から国の補助額を差し引いた額の1/3	離島航路整備法 沖縄県地域公共交通（離島航路）改善事業費補助金交付要綱	〃 *実績欠損額から国の補助額を差し引いた額について、平成17年度より市町村負担を導入。
生活バス路線確保対策補助事業（市町村）	○生活バス路線の運行によって生じた欠損額及び車両購入費に対する補助事業 ・生活バス路線の運行を行う市町村又はバス事業者に対し補助を行う市町村 ・離島・過疎地域については補助要件及び補助限度額を緩和	1/2	1/2		1/2	1/2		沖縄県生活バス路線確保対策補助金交付要綱	〃 *平成17年度に要綱改正
<b>3 生活環境等の整備</b>									
離島・過疎地域簡易水道振興事業（市町村）	○離島・過疎地域市町村が国庫補助を受けて実施する簡易水道事業の町村負担分の一部について、県補助を行う。 ①海水・かん水淡水化施設 ②その他特に必要と認められるもの  ○離島・過疎地域市町村が実施する簡易水道事業で国の補助事業として、補助の採択基準上採択されないものについて、県補助を行う。				2/3	国庫補助金及び過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/3以内 過疎債又は辺地債相当額を除いた町村負担額の1/2以内	5/18  3/4	離島・過疎地域簡易水道振興事業取扱要領	生活衛生課
火葬場建設事業（市町村）	○離島市町村が行う火葬場整備に要する経費に対し、補助対象経費の1/2以内について県補助を行う。 ○炉体、建物及び燃料保管施設の新設等の本体工事					1/2以内	町村1/2	火葬場整備事業補助金交付要綱	生活衛生課
へき地患者輸送車（艇）整備事業	○離島へき地における医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、患者輸送用マイクロバス・ワゴン車等を購入整備する ・整備しようとする場所を中心に概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく区域内人口が原則50人以上。 かつ当該場所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して（交通機関を利用できない地域は徒歩で）15分以上を要する地域。	1/2	1/2		1/2	1/2		沖縄振興特別措置法89条 医療施設等設備整備費補助金交付要綱	医務課

# 16 離島市町村に対する行財政上の支援措置（つづき）

平成24年11月現在

事業名	事業内容・採択基準等	負担割合						根拠法令等	担当課
		本島地域			離島地域				
		国	県	市町村	国	県	市町村		
<b>3 生活環境等の整備</b>									
へき地診療所施設設備整備事業	○無医地区等において診療所(診療室・処置室・薬剤室・X線室・暗室・待合室・看護師居室等)、医師住宅及び看護師住宅及び医療機器の整備をすることにより、地域住民の医療を確保する。 ・へき地診療所を設置しようとする場所を中心として概ね半径4kmの区域内に医療機関がなく、その区域内人口が原則として1,000人以上。かつ診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上(通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で30分以上)要する地域。 ・沖縄振興特別措置法第3条第3項の規定に基づく指定地区でかつ医療機関のない離島のうち	3/4	1/4		3/4	1/4		沖縄振興特別措置法第89条 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医務課
へき地診療所運営費補助事業	○医療に恵まれない離島・へき地等住民の医療を確保するため、赤字運営の市町村立診療所の運営費を助成し、診療所の機能を維持する。 ・市町村直営のへき地診療所で補助金交付要綱に定める基準額より診療収入が下回る場合。	3/4	1/4		3/4	1/4	沖縄振興特別措置法第89条 医療施設等運営費補助金交付要綱	〃	
へき地保健指導所運営事業費補助	○無医地区等において、保健医療の機会に恵まれない住民に対する保健指導の強化を図るため、市町村が実施する事業に対し運営費を補助	1/2		1/2	1/2		医療施設等運営費補助金交付要綱	〃	
沖縄県国民健康保険調整交付金(保健事業)	○離島市町村における特定健康診査(集団健診)の実施にかかる旅費の2分の1を助成する。 ※市町村負担1/2については、国調整交付金において同様の助成事業あり。実質的に市町村の				1/2	1/2	沖縄県国民健康保険調整交付金条例	国民健康保険課	
<b>4 その他</b>									
市町村振興資金	○貸付利率 通常地域…貸付決定日における財政融資資金の普通長期資金の利率 離島、辺地又は過疎地域…通常地域利率の1/2 「合併市町村振興事業…無利子」 ○償還期間 10年以内(うち据置期間1年以内) ○償還方法 元均等年賦償還 ○貸付限度額 一会計年度 1億円 「合併市町村振興事業については、1合併市町村につき、2億円」						沖縄県市町村振興資金貸付基金条例及び同施行規則	市町村課	
市町村合併支援事業	○平成18年3月31日までに合併した合併市町村(平成17年3月31日までに地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請がなされた場合に限り。)が市町村建設計画に基づき行う事業に対し交付金を交付する。 本島地域…3億円+(合併関係市町村数-2)×1億円 離島地域…3億円+(合併関係市町村数-2)×1億円+(一島一町村等数)×1億円 ○平成22年3月31日までに合併した合併市町村が市町村基本計画に基づき行う事業に対し交付金を交付する。 本島地域…2億円+(合併関係市町村-2)×1億円 離島地域…2億円+(合併関係市町村-2)×1億円+(一島一町村等数)×1億円		10/10			10/10	沖縄県市町村合併支援交付金交付要綱	〃 離島加算等の拡充措置は平成16年度から実施	
過疎対策事業債	○対象事業：産業の振興、交通・通信施設の整備及び情報化の促進、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保教育文化施設の整備、集落再編整備のための用地の取得・住宅等の整備・償還年限12年以内(3年) ・元利償還金の70%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入						過疎地域自立促進特別措置法	地域・離島課 ※事業内容・採択基準等の( )書きは、据え置き期間	
辺地対策事業債	○対象事業：交通・通信施設の整備、教育文化施設の整備、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保、産業の振興、電灯用電気供給施設の整備 ・償還年限10年以内(2年) ・元利償還金の80%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入						辺地に係る公共的施設の総合的整備のための財政上の特別措置等に関する法律	〃 ※事業内容・採択基準等の( )書きは、据え置き期間	
石油製品輸送等補助事業(石油販売業者及び輸送業者)	○沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、石油販売業者及び輸送業者の当該輸送等に要する経費に対し補助する。					10/10	石油製品輸送等補助金交付規程	〃	
離島高校生修学支援費	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ国が補助する。				補助対象額の1/2	補助対象額の1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	県立学校教育課	
離島高校生修学支援事業	○高等学校等が設置されていない離島から、本土または別の離島の高等学校へ進学する生徒の修学支援費を負担する市町村へ県が補助する。					補助対象額の1/4	沖縄県離島高校生修学支援事業補助金交付要綱	〃	
高度へき地修学旅行費	○高度へき地学校(へき地教育振興法に基づき県条例で指定した3級、4級及び5級のへき地学校)を設置する市町村が当該学校等の児童・生徒に係る修学旅行費を負担する経費のうち交通費及び宿泊費を国が補助する。	交付要綱に定める財政力指数に於いて補助対象額の2/3又は1/2			交付要綱に定める財政力指数に於いて補助対象額の1/3又は1/2	交付要綱に定める財政力指数に於いて補助対象額の1/3又は1/2	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	財務課	

## 17 全国指定離島地域の概要

都道県名	島しょ数	市町村数			人口 (H17国調) (人)	世帯数 (H17国調) (世帯)	面積 (平成17年) (Km <sup>2</sup> )	海岸延長 (平成17年) (Km)
		市	町	村				
北海道	6	—	6	—	13,994	6,180	417.25	221.4
宮城県	9	3	1	—	5,413	1,940	24.58	105.6
山形県	1	1	—	—	275	136	2.75	12.0
東京都	13	—	2	7	28,744	13,715	360.63	399.6
離振法	9	—	2	6	26,021	12,422	291.95	260.0
小笠原法	4	—	—	1	2,723	1,293	68.68	139.6
新潟県	2	1	—	1	67,824	24,786	864.08	303.5
石川県	1	1	—	—	100	43	0.55	5.1
静岡県	1	1	—	—	353	248	0.44	4.0
愛知県	3	—	2	—	4,357	1,416	3.51	26.6
三重県	6	2	—	—	4,914	1,624	13.82	60.4
兵庫県	6	3	—	—	9,300	3,156	54.48	92.1
島根県	4	—	3	1	23,696	9,878	346.19	465.2
岡山県	15	5	—	—	3,330	1,658	31.13	119.1
広島県	14	5	1	—	16,436	7,587	84.88	186.7
山口県	21	7	4	—	5,004	2,405	64.66	200.6
徳島県	2	1	1	—	299	150	2.10	12.6
香川県	22	5	3	—	8,044	3,726	63.78	180.7
愛媛県	33	6	1	—	17,337	7,759	89.45	320.4
高知県	2	1	—	—	280	166	11.30	26.7
福岡県	8	3	2	—	2,416	958	13.25	63.1
佐賀県	7	1	—	—	2,197	792	10.96	48.2
長崎県	54	8	2	—	155,614	61,943	1,568.27	2,413.5
熊本県	6	2	—	—	4,046	1,578	20.67	69.7
大分県	7	2	—	1	5,126	2,201	17.44	62.8
宮崎県	3	2	1	—	1,218	441	5.16	27.2
鹿児島県	28	5	13	4	182,602	78,298	2,484.54	1,604.1
離振法	20	4	4	2	56,119	25,502	1,253.30	733.7
奄振法	8	1	9	2	126,483	52,796	1,231.24	870.4
沖縄県	40	4	4	10	129,833	51,431	1,013.04	950.9
離島計	314	69	46	24	692,752	284,215	7,568.91	7,981.8
離振法	262	64	33	11	433,713	178,695	5,255.95	6,020.9
その他の法	52	5	13	13	259,039	105,520	2,312.96	1,960.9
全国計	6,852	783	811	193	127,767,994	49,566,305	377,914.78	35,504.0

資料：財団法人日本離島センター「2010 離島統計年報」

注) 1. 本統計は、離島振興法等に基づく指定離島のうち、平成21年4月1日現在の住民基本台帳で住民登録がなされている310島に加え、住民登録はなされていないが同17年10月1日現在の国勢調査で住民の居住が確認された下記の4島についても掲載した。

離島振興法指定離島	1島 (北海道小島)
小笠原諸島振興開発特別措置法指定離島	2島 (東京都硫黄島・南鳥島)
沖縄振興特別措置法指定離島	1島 (沖縄県外離島)
合 計	4島

2. 人口並びに世帯数は、平成17年国勢調査に基づく、確定数である。

3. 面積は、国土交通省国土地理院の全国都道府市区町村別面積調 (平成17年10月1日) 等に基づく数値である。

4. 海岸延長は、国土交通省河川局の海岸統計調査 (平成17年3月31日) 等に基づく数値である。

## 18 離島・過疎市町村の市町村長等名

平成24年6月1日現在

市町村名	市町村長名	副市町村長名	議長名	副議長名
伊平屋村	伊礼 幸雄	伊礼 清	金城 信光	名嘉 律夫
伊是名村	前田 政義	上里 政豊	前川 清	前田 清
伊江村	大城 勝正	島袋 秀幸	亀里 敏郎	渡久地 政雄
国頭村	宮城 久和	金城 茂	大城 武	金城 幸男
大宜味村	島袋 義久	山城 清臣	金城 勇	平良 嗣男
東村	伊集 盛久	金城 紀昭	安和 敏幸	平田 嗣雄
本部町	高良 文雄	平良 武康	大城 正和	島袋 吉徳
うるま市	島袋 俊夫	榮野川 盛治	西野 一男	東浜 光雄
南城市	古謝 景春	與那嶺 紘也	照喜名 智	大城 悟
渡嘉敷村	座間味 昌茂	大城 良孝	小嶺 源市	玉城 保弘
座間味村	宮里 哲	—	中村 秀克	宮里 祐司
栗国村	新城 静喜	伊佐 文宏	宮里 昌典	宮里 丞二
渡名喜村	上原 昇	—	比嘉 幹昭	比嘉 正樹
久米島町	平良 朝幸	大田 治雄	喜久里 猛	仲村 昌慧
南大東村	仲田 建匠	伊佐 隆夫	宮城 信夫	金川 均
北大東村	宮城 光正	鬼塚 三典	上間 正巳	沖山 武
宮古島市	下地 敏彦	長濱 政治	平良 隆	富永 元順
多良間村	下地 昌明	伊良皆 光夫	西平 幹	豊見城 玄淳
石垣市	中山 義隆	漢那 政弘	伊良皆 高信	大石 行英
竹富町	川満 栄長	富本 傳	西大舛 高旬	新田 長男
与那国町	外間 守吉	—	前西原 武三	崎原 孫吉

資料：企画部 市町村課

## 19 離島・過疎市町村企画担当課一覽

平成24年11月現在

市町村名	担当課名	郵便番号	所在地	電話	FAX
伊平屋村	総務課	905-0793	伊平屋村字我喜屋251	0980-46-2001	0980-46-2956
伊是名村	総務課	905-0695	伊是名村字仲田1203	0980-45-2001	0980-45-2467
伊江村	政策調整室	905-0592	伊江村字東江前38	0980-49-5812	0980-49-5601
国頭村	企画商工観光課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2101	0980-41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久157	0980-44-3007	0980-44-3029
東村	企画観光課	905-1292	東村字平良804	0980-43-2265	0980-43-2457
本部町	企画政策課	905-0292	本部町字東5	0980-47-2702	0980-47-4576
うるま市	企画課	904-2292	うるま市みどり町1-1-1	098-973-5005	098-973-9819
南城市	まちづくり推進課	901-0695	南城市玉城字富里143	098-948-7110	098-852-6004
渡嘉敷村	総務課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2321	098-987-2560
座間味村	総務課	901-3496	座間味村字座間味109	098-987-2311	098-987-2004
栗国村	総務課	901-3792	栗国村字東367	098-988-2016	098-988-2206
渡名喜村	総務課	901-3692	渡名喜村1917-3	098-989-2002	098-989-2197
久米島町	プロジェクト推進室	901-3193	久米島町字比嘉2870	098-985-7122	098-985-7080
南大東村	総務課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2001	09802-2-2669
北大東村	企画財政課	901-3992	北大東村字中野218	09802-3-4090	09802-3-4406
宮古島市	企画調整課	906-8501	宮古島市平良字西里186	0980-72-4878	0980-72-3795
多良間村	総務財政課	906-0692	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2011	0980-79-2120
石垣市	企画政策課	907-8501	石垣市美崎町14	0980-82-1350	0980-83-1427
竹富町	企画財政課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-82-6191	0980-82-6199
与那国町	総務財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-2241	0980-87-2079

資料：企画部 地域・離島課

## 20 沖縄振興特別措置法等

### ○ 沖縄振興特別措置法(抄)

(平成14年3月31日法律第14号)

#### (目的)

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

#### (施策における配慮)

第2条 国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。

#### (定義)

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

#### (沖縄振興基本方針)

第3条の2 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(10) 離島の振興に関する基本的な事項

#### (沖縄振興計画)

第4条 沖縄県知事は、基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。

2 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に関する事項

(2) 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項

(3) 教育及び文化の振興に関する事項

(4) 福祉の増進及び医療の確保に関する事項

(5) 科学技術の振興に関する事項

(6) 情報通信の高度化に関する事項

(7) 国際協力及び国際交流の推進に関する事項

- (8) 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
  - (9) 離島の振興に関する事項
  - (10) 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
  - (11) 社会資本の整備及び土地の利用に関する事項
- 3 前項各号に掲げる事項のほか、沖縄振興計画には、沖縄の地理的条件並びに人口及び産業の集積その他の社会的条件を総合的に勘案して区分された圏域別の振興に関する事項を定めるよう努めるものとする。
  - 4 沖縄振興計画は、平成24年度を初年度として10箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
  - 5 沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に提出しなければならない。
  - 6 内閣総理大臣は、前項の規定により沖縄振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該沖縄振興計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。
  - 7 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
  - 8 内閣総理大臣は、第5項の規定により提出された沖縄振興計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。
  - 9 第5項から前項までの規定は、沖縄振興計画の変更について準用する。

(他の法律の適用除外)

- 第115条 離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)、低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)及び農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)の規定は、沖縄については、適用しない。
- 2 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第9条の規定は、沖縄については、適用しない。

○ 沖縄振興特別措置法施行令(抄)

(平成14年3月31日政令第102号)

(離島の範囲)

- 第1条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第3条第3号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。



○ 沖縄振興特別措置法施行令の規定に基づき離島を指定した件(抄)

(平成14年4月1日内閣府告示第10号)

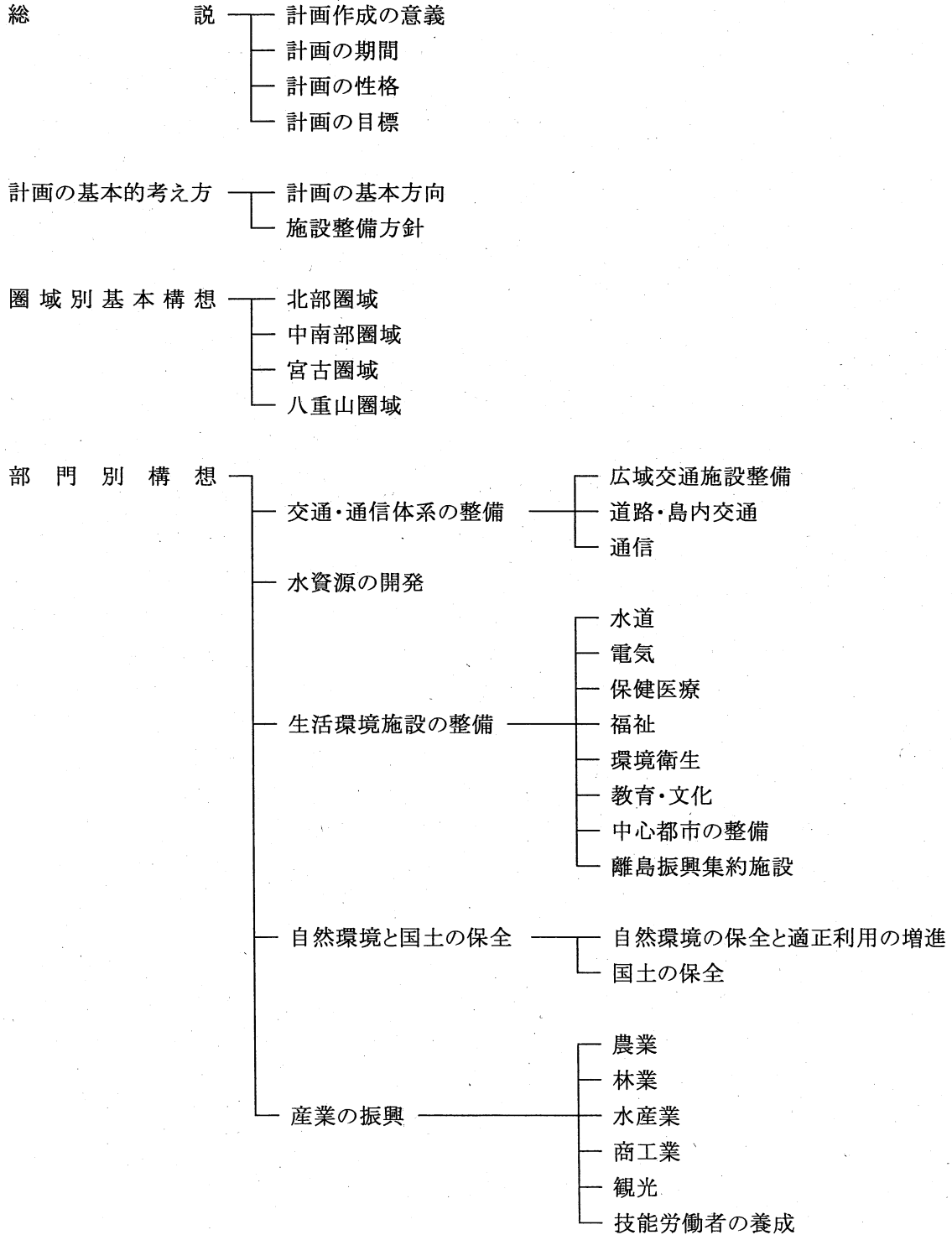
沖縄振興開発特別措置法施行令(平成14年政令第102号)第1条の規定に基づき、離島を次のとおり指定する。

所在郡市町村名	指 定 離 島 名
島尻郡伊平屋村	伊平屋島、野甫島
島尻郡伊是名村	伊是名島、具志川島、屋那覇島
国頭郡伊江村	伊江島
国頭郡本部町	水納島
うるま市	津堅島
南 城 市	久高島
島尻郡粟国村	粟国島
島尻郡渡名喜村	渡名喜島
島尻郡座間味村	座間味島、嘉比島、安慶名敷島、阿嘉島、慶留間島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島
島尻郡渡嘉敷村	渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島
島尻郡久米島町	久米島、奥武島、オーハ島、硫黄島島
島尻郡北大東村	北大東島
島尻郡南大東村	南大東島
宮古島市	池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
宮古郡多良間村	多良間島、水納島
石 垣 市	小島
八重山郡竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島、内離島
八重山郡与那国町	与那国島

注) この表は、今帰仁村古宇利島の指定解除(H17.4.1)及び市町村合併(H17.4.1うるま市、H17.10.1宮古島市、H18.1.1南城市)に伴い、地域・離島課で整理したものである。

## 21 第1次沖縄県離島振興計画 (昭和51年度～昭和60年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 第1次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律131号)による指定離島のうち、有人島は39島である。その陸域面積は、1,024.49平方キロメートルで県土の45.6パーセント、人口は128,935人(昭和50年国調)で県人口の12.4パーセントを占めている。

離島の振興対策は、復帰前においては、離島振興法(1962年立法第75号)に基づいて、指定された40島を対象とした離島振興計画が策定実施され、高率補助と相まって、少なからぬ成果を収めたが、主要島(沖縄本島、宮古島、石垣島)との格差を縮小するには至らなかった。

復帰後、本島は、沖縄振興開発特別措置法(離島振興法、過疎地域対策緊急措置法等は適用除外)に基づき振興事業が進められることになった。しかし、離島地域は、離島の持つ自然的・地理的・社会的特殊事情による社会資本設備の立ち遅れに加え、近年における社会経済の急激な発展成長による地域格差の増大などによって過疎化が起り、社会経済の維持発展を図る上に大きな問題を投げかけている。

したがって、離島における生活環境施設及び産業関連施設の立ち遅れを速急に是正し、本県の社会経済の発展及び住民生活の安定による福祉の向上を図ることは、特に重要な課題である。

このような観点から、沖縄振興開発計画の目標を達成するため、離島地域における振興について、その構想を明らかにし、それぞれの島の特性に応じた総合的な振興計画を立て、これに基づき離島振興事業を強力に推進するためにこの計画を策定するものである。

### 第2節 計画の期間

この計画の期間は、昭和51年度から昭和60年度までの10か年間とする。

### 第3節 計画の性格

この計画は、沖縄振興開発計画を上位計画とする離島地域の振興計画として作成されるものであって、離島の社会経済の進むべき方向とこれを実現するための施策を明らかにするものである。

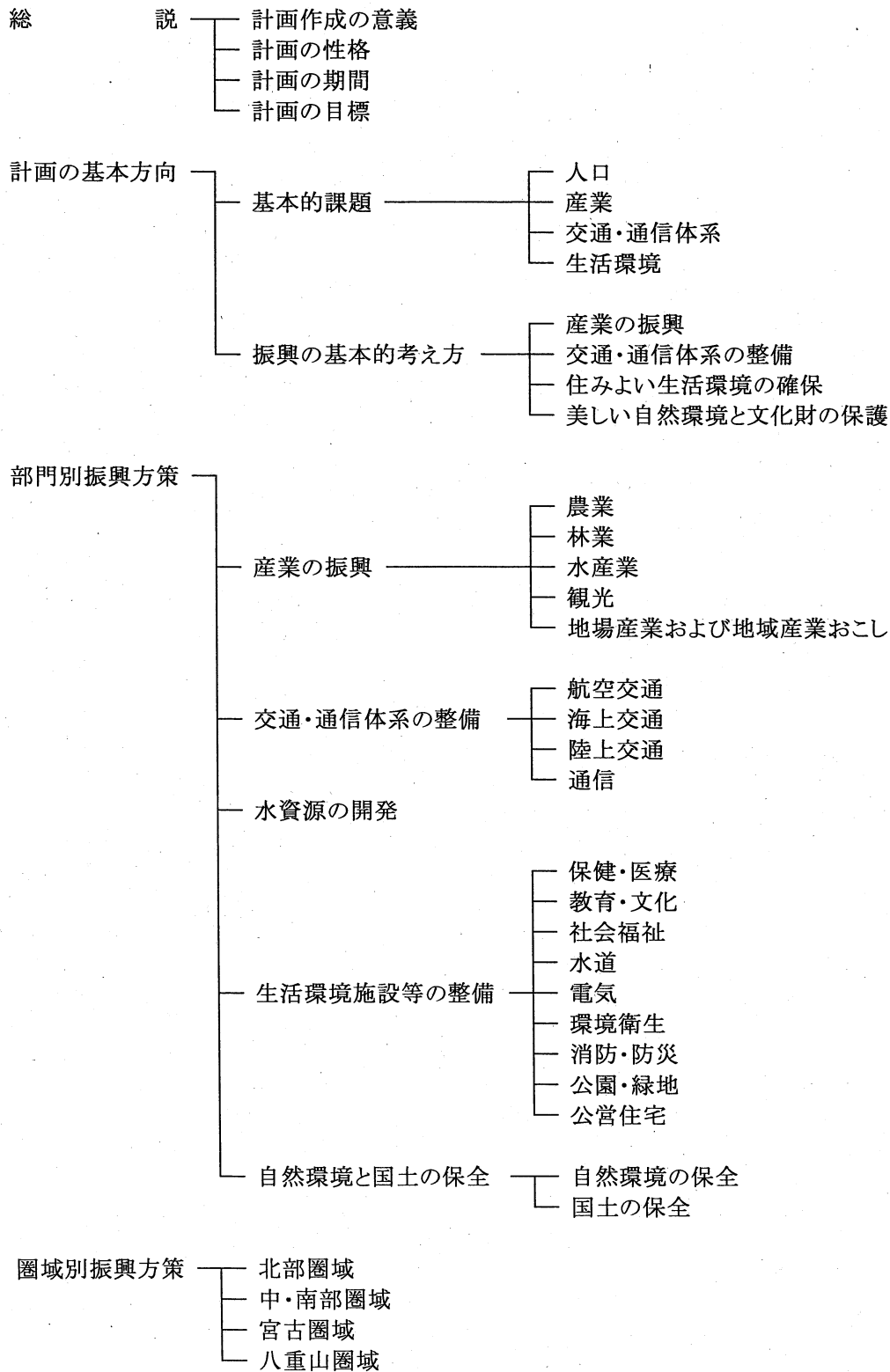
したがって、県においては、その施策の具体的実現の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第4節 計画の目標

この計画は、離島の各方面にわたる本土との格差を急速に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、その優れた地域特性を生かすことによって、自立的発展が図られるように基礎条件を整備し望ましい地域社会を実現することを目標とする。

## 22 第2次沖縄県離島振興計画 (昭和60年度～平成3年)

### ◎ 体系図



## ◎ 第2次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルにおよぶ広大な海域に散在する多くの島じまからなり、わが国有数の離島県である。沖縄振興開発特別措置法による「離島」は(沖縄本島と橋で結ばれた島を除く)58島で、うち有人島が41島で、無人島が17島(昭和55年国調)である。

これら離島の面積は、県土2,253.51平方キロメートル(昭和59年10月1日現在国土地理院)の約46パーセント(1,026.46平方キロメートル沖縄県企画開発部)で人口は、県人口(1,106,599人昭和55年国調)の約12パーセント(132,369人)を占めている。

離島の振興については、これまで「沖縄振興計画」および「沖縄県離島振興計画」等に基づき諸施策が積極的に推進され、社会資本の整備を中心に各面にわたり相当の成果をあげてきた。

しかしながら、離島のもつ地理的・自然的条件の不利性なども相まって、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ十分でなく本島との格差は依然として解消されていない分野もある。さらに、長年にわたる人口流出の結果、生産年齢人口の減少や高齢化などによる社会的・生産的機能の低下もみられ、離島を取り巻く内外情勢は依然として厳しい状況にある。

このような中で、昭和55年に「過疎地域振興特別措置法」、昭和57年に「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が適用され、それぞれの法律に基づく計画が策定されたこと、また、昭和57年に「第2次沖縄振興開発計画」が策定されたことなど、離島行政をめぐる状況が大きく変わり、今後の離島振興の方策について検討することが必要となってきた。

さらに、地域の特性を生かした特産品づくりなどの自立的な地域づくりの気運が高まりつつある。また、高度情報システムの構築を図る動きなど離島の振興に新たな展望がみられつつある。

したがって、今後の離島振興を進めるに当たっては、前期計画の総点検結果をふまえるとともに、経済計画の変化に対応した施策の導入や諸制度の有効活用を図って産業の振興、交通・通信体系および生活環境施設等の整備などを積極的に進める一方、住民の創意工夫、自助努力により住みよい活力のある地域づくりを図る必要がある。

このような基本認識に基づき、離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするため「第2次沖縄県振興計画」を策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第2次沖縄振興開発計画」の基本方向にそって離島の振興を図るために策定されるもので、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県にとっては、施策の基本となるものであり、市町村、民間部門等においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

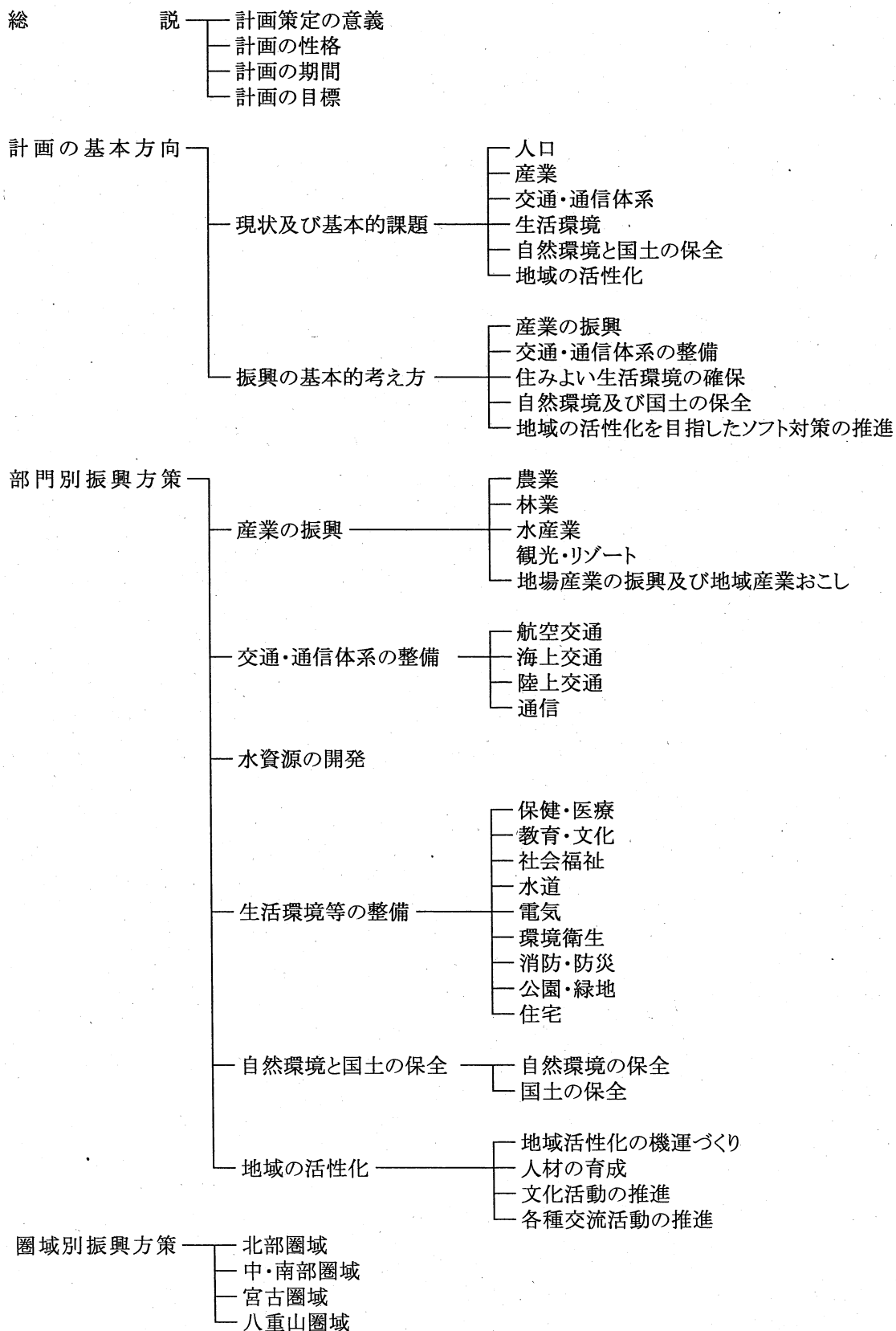
この計画は、昭和60年度を初年度とし、昭和66年度を目標年度とする7か年計画とする。

### 第4節 計画の目標

この計画は、それぞれの離島のもつ地理的・自然的条件に配慮しつつ、本島との各面にわたる格差を是正し自立的発展を図るための基礎条件を整備することにより、明るく豊かな活力ある地域社会を実現することを目標とする。

## 23 第3次沖縄県離島振興計画 (平成4年度～平成13年度)

### ◎ 体系図



## ◎ 第3次沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画作成の意義

本県は、全国でも有数の離島県であり、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する、大小70余の島々から成り立っている。このうち沖縄振興開発特別措置法による「指定離島」は57島で、うち40島が有人島である。有人島の面積は1,000.9平方キロメートルで、県土面積の44.8パーセントを占めており、また人口は128,995人で、これは、県全体の10.5パーセントにあたる。

離島の振興対策については、これまで、2次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等によって諸施策が進められ、社会資本の整備を中心に各面にわたって相当の成果を上げてきた。

しかしながら、離島の持つ地理的、自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、本島との間にはなお多くの格差が存在する。加えて、若年層の流出等による過疎化と高齢化の進行により、産業活動や社会活動に停滞が見られるなど、離島地域を取り巻く環境は依然として厳しいものがある。

このような中、本県の持つ地理的、自然的及び文化的特性等を積極的に生かした諸施策の推進を振興開発の基本方向とする「第3次沖縄振興開発計画」が策定され、離島の振興対策についても新たな展開が求められることとなった。

本県の離島地域には、亜熱帯性の動植物と美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然や独特な伝統文化など、本県の魅力とされる要素の多くが集中している。

また、各島々の特性を生かした多彩な特産品や歴史と伝統に培われた優れた工芸品など、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な材料も具備している。

これらの離島の特性と住民の創意を生かし、特色ある産業の振興を図るとともに、本県における国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として整備していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりでなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済社会の全体的な発展を図っていく上でも極めて重要である。

このため、今後の離島振興対策を進めるに当たっては、前期計画までの成果と基本的考え方を踏まえ、引き続き各種基盤整備等を推進して離島の持つ不利性の克服に努めるとともに、第3次沖縄振興開発計画の基本方向に沿って、ソフト面の対策を含めた新たな施策を展開し、多様化するニーズと21世紀に向かう時代の流れに適切に対応し得る社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

### 第2節 計画の性格

この計画は、「第3次沖縄振興開発計画」の基本方向に沿って、離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては、離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においては、その自発的活動の指針となるものである。

### 第3節 計画の期間

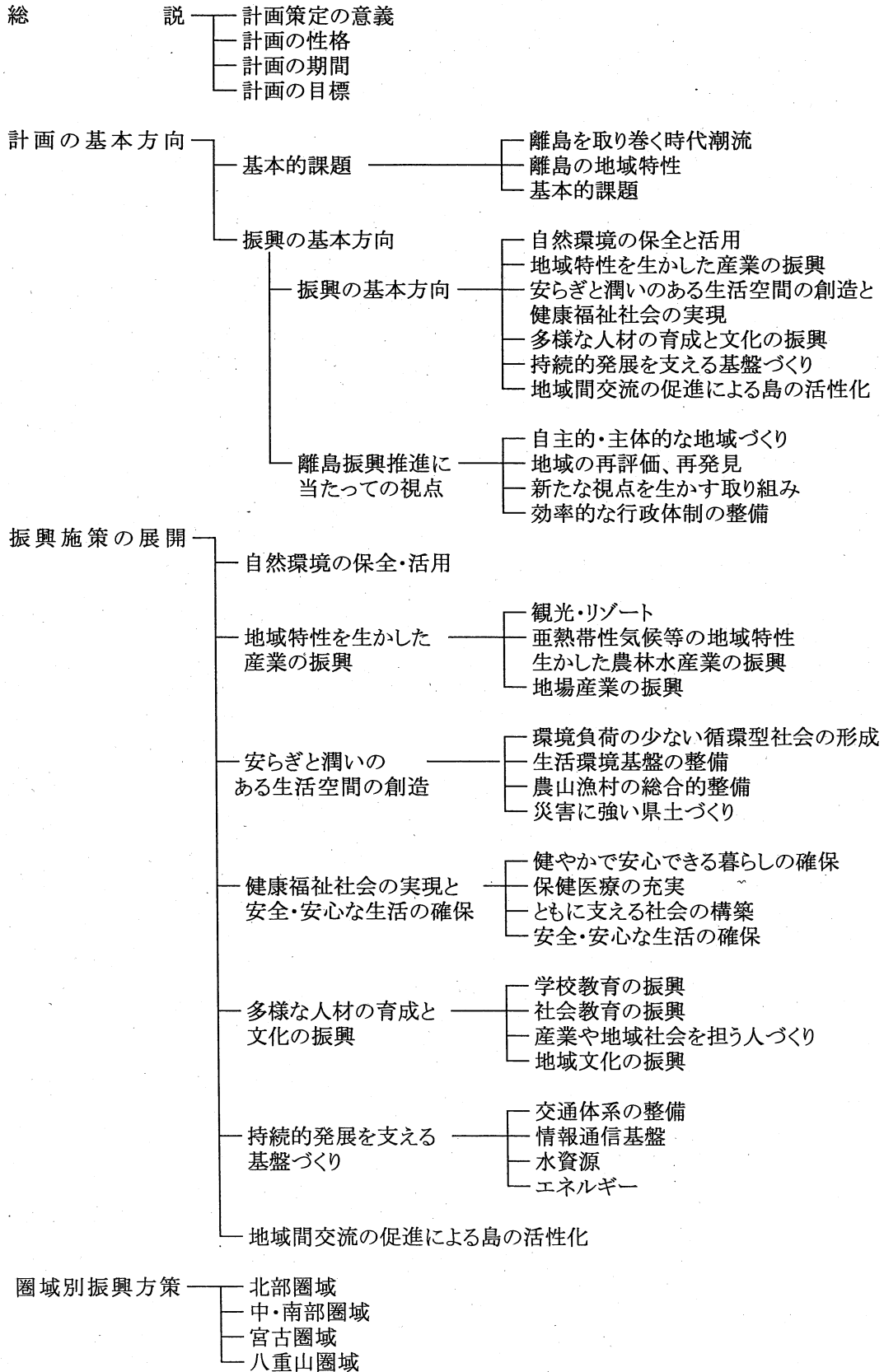
この計画は、平成4年度を初年度とし、平成13年度を目標年度とする10か年計画とする。

### 第4節 計画の目標

この計画においては、離島の特性と住民の創意を積極的に生かしつつ、本島との各面にわたる格差を是正し、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展のための一翼を担う地域として整備を図り、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会を実現することを目標とする。

## 24 新沖繩県離島振興計画 (平成14年度～平成23年度)

### ◎ 体系図





## ◎ 新沖縄県離島振興計画(抄)

### 第1節 計画策定の意義

本県は、全国でも有数の離島県で、東西約1,000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っている。沖縄振興特別措置法により指定された離島は55島で、このうち、有人離島は40島である。

指定離島の面積は1,027平方キロメートルで、県土面積の45.2パーセントを占め、また、平成12年国勢調査に基づく人口は128,694人で、県人口の9.8パーセントを占めている。

離島振興については、これまで3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄県離島振興計画等に基づき、諸施策が進められ、各種社会資本の整備が図られてきた。

また、財政力が脆弱な離島市町村に対して、県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費の嵩上げ、過疎債・辺地債の許可等行財政上の支援措置を講じてきた。

その結果、農林水産業等の生産基盤、空港、港湾、道路等のアクセス基盤の整備、水道、電気等の生活関連、医療・福祉・教育施設等の整備を中心に各方面にわたり相当の成果を上げ、住民生活も向上するとともに、産業面においては、特に観光関連の分野で進展が見られるなど、離島地域の社会経済は着実に発展してきた。

しかしながら、離島は、四方を海に囲まれ(環海性)、また、その面積も比較的狭く(狭小性)、しかも、経済、文化の中心から遠く離れている(隔絶性)といった地理的及び自然的条件等から、医療・福祉等の生活環境面で低位にあるほか、情報通信基盤の後れなど依然として格差がある。

また、若年層の慢性的な流出や高齢化が一層進行するなど、なお多くの課題が残されている。

このような中、本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の地域特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める「沖縄振興計画」が策定され、離島の振興策についても新たな展開が求められている。

本県の離島は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特な伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。

また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした振興策を推進する上での有力な資源を有している。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。

このような中で、離島は、豊かな自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図り、国民の健康保養や癒しの場を提供するなど、その果たす役割はますます重要となってきた。

このため、今後の離島振興を進めるに当たっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き、自然環境、文化、歴史的遺産の保全を図りつつ、各種基盤整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みが重要である。

また、住民をはじめ多様な主体の参画のもと、地域特性を最大限に発揮した特色ある産業の振興を図るとともに、本県の国際的な観光・リゾート地形成の一翼を担う地域として、また、国民の総合的な健康保養の場として形成していくことは、離島地域の自立的発展に資するばかりではなく、県土の均衡ある発展を促進し、本県経済の全体的な発展を図っていく上からも極めて重要である。

さらに、沖縄振興計画の基本方向及び基本姿勢を踏まえて、離島を取り巻く時代の流れを的確に捉えるとともに、今後、多様化するニーズに適切に対応しうる社会システムを構築していく必要がある。

この計画は、以上の基本認識に基づき、新たに長期的、総合的な観点に立って離島の将来を展望し、その振興の方向と施策の在り方を明らかにするために策定するものである。

## 第2節 計画の性格

この計画は、「沖縄振興計画」の基本方向に沿って離島の振興を図るために策定する総合的計画であり、その振興方向と実現のための施策を明らかにするものである。

したがって、県においては離島振興施策の基本となるものであり、市町村及び民間部門においてはその自発的活動の指針となるものである。

## 第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。

## 第4節 計画の目標

この計画においては、住民の創意、豊かな自然や独特の文化など離島の有する特性を積極的に生かしつつ、自立的発展のための基礎条件を整備するとともに、我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康保養に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現することを目標とする。

## 25 過疎地域自立促進特別措置法（抜粋）

（平成12年3月31日法律第15号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

#### （過疎地域）

第2条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

- 一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口から当該市町村人口に係る昭和45年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。
    - イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「35年間人口減少率」という。）が0.3以上であること。
    - ロ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.24以上であること。
    - ハ 35年間人口減少率が0.25以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.15以下であること。
  - 二 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.19以上であること。
- 二 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成18年度から平成20年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.56以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口から当該市町村人口に係る昭和55年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満であること。
- イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「45年間人口減少率」という。）が0.33以上であること。
  - ロ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.29以上であること。
  - ハ 45年間人口減少率が0.28以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成17年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が0.14以下であること。
  - ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和55年の人口から当該市町村人口に係る平成17年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和55年の人口で除して得た数値が0.17以上であること。
- 2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

## 第5章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用)

第32条 この法律の規定は、平成8年以降において最初に行われる国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、第2条第1項第1号中「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「第32条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前3箇年度内」と、「平成7年の人口から」とあるのは「第32条に規定する国勢調査が行われた年（以下「基準年」という。）の人口から」と、「昭和45年」とあるのは「基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.1」とあるのは「0.1を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「昭和35年」とあるのは「基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成7年の人口を」とあるのは「基準年の人口を」と、「0.3」とあるのは「0.3を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.25」とあるのは「0.25を35で除して得た数値に基準年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成7年の人口のうち」とあるのは「基準年の人口のうち」と、「同年の人口で除して得た数値が0.24」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.24」と、「同年の人口で除して得た数値が0.15」とあるのは「基準年の人口で除して得た数値が0.15」と、「0.19」とあるのは「0.19を25で除して得た数値に基準年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から基準年までの年数を乗じて得た数値」とそれぞれ読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。